

平成28年

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

第2回定例会

会 議 録

平成28年11月24日招集

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

平成28年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会 会議録

平成28年11月24日(木) 午後2時開議

ベストウェスタンレンブラントホテル鹿児島リゾート 2階 桜島の間

議事日程〔第1号〕

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長選挙

議事日程〔第1号の2〕

日程第 3 議席の指定

日程第 4 会議録署名議員の指名

日程第 5 会期の決定

日程第 6 認定第 1号 平成27年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合
一般会計歳入歳出決算の認定の件

日程第 7 認定第 2号 平成27年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の
件

日程第 8 議案第11号 平成28年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合
一般会計補正予算(第1号)

日程第 9 議案第12号 平成28年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第10 議案第13号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合例規類集の用
語、用字等の整備に関する条例制定の件

日程第11 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(16人)

2番	上門	秀彦	議員	3番	西平	良将	議員
4番	前之園	正和	議員	5番	欠員		
8番	岩根	賢二	議員	9番	朝山	毅	議員
10番	蔵元	慎一	議員	11番	笹山	義弘	議員
12番	湯之原	一郎	議員	13番	西牟田	徹也	議員
14番	楠元	忠洋	議員	15番	水口	孝俊	議員
16番	名越	修	議員	17番	日高	好作	議員
18番	鎌田	愛人	議員	19番	徳田	康光	議員
20番	琉	理人	議員				

欠席議員(3人)

1番	森	博幸	議員	6番	本坊	輝雄	議員
7番	本田	修一	議員				

説明のため出席した者(11人)

広域連合長職務代理者(※副広域連合長)	川添	健	君
事務局次長	田中	逸朗	君
事務局長	前田	慎一	君
業務課長	山元	茂	君
総務課長	佐藤	一郎	君
業務課主査	瀬	博明	君
総務課主事	福丸	彰伸	君
業務課主査	岩元	千鶴	君
業務課主事	前原	元紀	君
業務課主事	亀澤	大樹	君

職務のため出席した者(1人)

事務局主事 菊永 真衣 君

＝開会：午後２時００分＝

○副議長（西牟田 徹也君） それでは、定例会の開会に先立ちまして、御説明申し上げます。

本日は、議長が、空席となっておりますので、議長選挙が行われる間、地方自治法第１０６条第１項の規定により、副議長の私が議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（西牟田 徹也君） これより、平成２８年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第２回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程〔第１号〕のとおりであります。

○副議長（西牟田 徹也君） それでは、日程第１「仮議席の指定」を行います。

議事の進行上、去る平成２８年３月３０日付け及び同年６月２８日付けの告示により実施されました、広域連合議会議員補欠選挙で当選されました議員の仮議席は、ただいま御着席していただいている議席を指定いたします。

○副議長（西牟田 徹也君） 次は、日程第２「議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推薦とし、指名の方法は、私から指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（西牟田 徹也君） 「御異議なし」と認めます。

よって、そのように決定しました。

議長に、上門秀彦議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました上門秀彦議員を議長の当選人とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（西牟田 徹也君） 「御異議なし」と認めます。

よって、上門秀彦議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました上門秀彦議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって告知をいたします。

ここで、新議長の上門秀彦議員を紹介します。

上門秀彦議員。

〔上門秀彦議員 起立〕

○議長当選者（上門 秀彦君） ただいま、皆様方の御推挙により、議長に選任をいただきました鹿児島市議会議長の上門秀彦でございます。

高齢社会が進展する中、広域連合議会の運営が円滑に図られますよう、そしてまた、議長としての責務を公平公正に務めていきますので、皆様方の御指導・御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

就任に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔上門秀彦議長 着席〕

○副議長（西牟田 徹也君） 以上をもちまして、私の職務は終了いたしました。

この間の御協力、まことにありがとうございました。

それでは、上門秀彦議長、議長席にお着きを願います。

〔西牟田徹也副議長 自席に着席〕

〔上門秀彦議長 議長席に着席〕

○議長（上門 秀彦君） この際、諸般の報告をいたします。

まず、平成28年2月18日付けで前志布志市議会議長の上村環議員から、一身上の都合により、広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出がありました。よって、地方自治法第126条の規定により、同日、これを許可いたしましたので、御報告いたします。

次に、平成28年4月28日付けで前鹿児島市議会議長の仮屋秀一議員が、同年11月6日付けで前薩摩川内市議会議長の上野一誠議員が、各市議会議員の任期満了に伴い、広域連合規約第9条第2項の規定により、広域連合議会議員を失職いたしましたことを御報告いたします。

次に、お手元に配付いたしましたとおり、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による「平成28年度定期監査」、及び同法第235

条の2第3項の規定による「例月現金出納検査」の結果について、報告書が提出されております。

ただいまからの議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程〔第1号の2〕のとおりであります。

○議長（上門 秀彦君） それでは、日程第3「議席の指定」を行います。

去る、平成28年3月30日付け及び同年6月28日付けの告示により実施されました広域連合議会議員補欠選挙で当選された蔵元慎一議員、岩根賢二議員及び上門秀彦議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、蔵元慎一議員を10番、岩根賢二議員を8番、上門秀彦議員を2番に指定いたします。

○議長（上門 秀彦君） 次は、日程第4「会議録署名議員の指名」を行います。

今議会の会議録署名議員は、議席番号8番 岩根賢二議員及び議席番号14番 楠元忠洋議員を指名いたします。

○議長（上門 秀彦君） 次は、日程第5「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今議会の会期は、本日1日といたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

○議長（上門 秀彦君） ここで、川添広域連合長職務代理者から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

川添広域連合長職務代理者。

〔川添健広域連合長職務代理者 起立〕

○広域連合長職務代理者（川添 健君） 平成28年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会の開会に際し、一言御挨拶を申し上げます。

まず、岩切薩摩川内市長が、平成28年11月6日付けで同市長の任期が満了となりましたことから、広域連合規約により広域連合長の職を同時に退任いたしました。

このため、今回の定例会は、副広域連合長でございます私が、広域連合長職務代理者として招集をしたところでございます。

広域連合長が新たに選出されるまでの間、広域連合長の職務を代理させていただきますので、広域連合議会議員の皆様方や関係市町村、県をはじめとする関係諸機関におかれましては、よろしくお願いを申し上げます。

さて、国におきましては、社会保障分野について、社会保障と税の一体改革を確実に進めつつ、経済再生と財政健全化及び制度の持続可能性の確保の実現に取り組み、世界に冠たる国民皆保険・皆年金の維持、そして次世代へ引き渡すことを目的とした改革を行うこととしておるようでございます。医療保険の分野では、現在、高額療養費制度や後期高齢者の窓口負担の在り方等についての検討が行われております。

後期高齢者医療制度も開始から8年が経過し、当初と比較してだいぶ安定したものになりつつありますが、高齢化の進展と医療技術の高度化に伴い、保険者数や保険給付費は、年々増加が見込まれております。本制度を含む医療保険制度改革に関する議論は、今後もなされつつ深まっていくものと思われまます。

このような中であって、私ども広域連合といたしましては、国の動向を注視するとともに、高齢者の方々が安心して必要な医療を受けることができるよう、制度の円滑な運営に努め、被保険者の皆様の健康の維持増進を図ってまいりたいと考えております。

本日は、平成27年度一般会計・特別会計決算認定並びに平成28年度一般会計・特別会計補正予算などの議案を提案しております。何卒、慎重な御審議を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

最後に、議員の皆様方をはじめ関係各位におかれましては、今後とも当広域連合の運営に御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げまして、議会開催にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

〔川添健広域連合長職務代理者 着席〕

○議長（上門 秀彦君） 次は、日程第6 認定第1号「平成27年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 認定第1号「平成27年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件」について、御説明申し上げます。

議案書の1ページからでございますが、主な点について、決算書の中の事項別明細書で御説明申し上げます。

12ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金 第1項第1目 事務費負担金については、予算現額7,876万4千円に対して、収入済額は同額でございます。

第5款第1項第1目 繰越金については、予算現額403万7千円に対して、収入済額は、ほぼ同額の403万7,091円でございます。

一番下の歳入合計は、予算現額8,280万3千円に対して、収入済額は8,280万4,595円で、1,595円の増額となっております。

14ページをお開き願います。

次に歳出でございます。

第1款第1項第1目 議会費については、予算現額331万円に対して、支出済額は256万9,795円で、74万205円の不用額が出ております。

支出の主なものは、第1節の議員報酬、第9節の旅費及び第13節の議会会議録作成業務委託料等で、不用額の主なものは、第9節 旅費などの執行残でございます。

16ページをお開き願います。

第2款 総務費 第1項第1目 一般管理費については、予算現額7,807万3千円に対して、支出済額は7,542万1,070円で、265万1,930円の不用額が出ております。

支出の主なものは、第9節の幹事会、運営委員会等の旅費、第14節の事務室の借上料、第19節の派遣職員人件費等負担金などで、不用額の主なものは、第13節 委託料や第19節 派遣職員人件費等負担金などの

執行残でございます。

18ページをお開き願います。

第2項 選挙費については、予算現額16万6千円に対して、支出済額は10万5,058円で、6万942円の不用額が出ております。

平成27年度においては、選挙管理委員会を2回開催したほか、議会議員選挙を2回実施しております。

第3項 監査委員費については、予算現額25万4千円に対して、支出済額は19万3,124円で、6万876円の不用額が出ております。不用額は、需用費等の執行残でございます。

第4款第1項第1目 予備費については、予算現額100万円で、支出及び他への充用はありませんでした。

一番下の歳出合計は、予算現額8,280万3千円に対して、支出済額7,828万9,047円で、451万3,953円の不用額となっております。

続いて、23ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

下から2行目の実質収支額451万5,548円については、純繰越額として翌年度へ繰り越しており、平成28年度一般会計当初予算において、予め計上しておいた額を除いた残余を、今議会提出の平成28年度一般会計補正予算案に計上しております。

ページが飛びますが、85ページをお開き願います。

一般会計及び後ほど説明いたします特別会計の平成27年度歳入歳出決算について、平成28年7月21日に監査委員の審査を受けたところでございます。

その結果、第4 審査の結果に記載のとおり、「各会計の歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数についても正確であることを認めた。また、各会計における予算の執行状況、財産の管理については、概ね適正に処理されていることを認めた。」との意見が付されております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（上門 秀彦君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより表決に入ります。

それでは、認定第1号「平成27年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件」について採決いたします。

本件については、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は認定されました。

○議長（上門 秀彦君） 次は、日程第7 認定第2号「平成27年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 認定第2号「平成27年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件」について、御説明申し上げます。

議案書の29ページからでございますが、主な点について、決算書の中の事項別明細書で御説明申し上げます。

40ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

第1款 市町村支出金 第1項第1目 事務費負担金については、予算現額4億5,392万5千円に対して、収入済額は同額でございます。

第2目 保険料等負担金については、予算現額189億6,624万5千円に対して、収入済額は189億9,655万700円で、3,030万

5, 070円の増額となっております。これは、保険料収入が見込みより多かったことによるものでございます。

第3目 療養給付費負担金については、予算現額212億2,055万4千円に対して、収入済額は210億1,566万2,847円で、2億489万1,153円の減額となっております。これは、療養給付費が見込みより少なかったことによるものでございます。なお、市町村ごとの実績額に対する過不足分については翌年度精算となります。

第2款 国庫支出金 第1項第1目 療養給付費負担金については、予算現額636億3,458万9千円に対して、収入済額は680億5,056万4,781円で、44億1,597万5,781円の増額となっております。これは、交付額が予算額を上回ったことによるもので、実績額を超過した分については翌年度精算となります。

第2目 高額医療費負担金については、予算現額9億586万1千円に対して、収入済額は9億274万2,407円で、311万8,593円の減額となっております。

第2項第1目 調整交付金については、予算現額261億3,942万3千円に対して、収入済額は280億1,937万9千円で、18億7,995万6千円の増額となっております。これは、交付額が予算額を上回ったためでございます。

第2目 後期高齢者医療制度事業費補助金については、予算現額5,344万円に対して、収入済額は6,330万9,233円で、986万9,233円の増額となっております。

第4目 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金については、予算現額16億5,930万6千円に対して、収入済額は16億3,201万8,915円で、2,728万7,085円の減額となっております。

42ページをお開き願います。

第3款 県支出金 第1項第1目 療養給付費負担金については、予算現額212億7,962万6千円に対して、収入済額は212億9,651万9,478円で、1,689万3,478円の増額となっております。

第2目 高額医療費負担金については、予算現額9億586万1千円に

対して、収入済額は9億578万4,159円で、7万6,841円の減額となっております。

第4款 支払基金交付金 第1項第1目 後期高齢者交付金については、予算現額1,057億7,980万円に対して、収入済額は1,048億2,962万9,226円で、9億5,017万774円の減額となっております。これは、平成26年度の交付金の確定精算によって生じた返還額を平成27年度交付金から充当したことによるものでございます。

第5款第1項第1目 特別高額医療費共同事業交付金については、予算現額2,908万5千円に対して、収入済額は3,616万8,362円で、708万3,362円の増額となっております。

第7款 繰入金 第2項第1目 後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金については、予算現額3億1,116万9千円に対して、収入済額は3億1,114万6,623円で、2万2,377円の減額となっております。これは、実績に伴うものでございます。

44ページをお開き願います。

第8款 諸収入 第1項第3目 加算金については、予算現額1千円に対して、調定額164万5,269円、収入済額143万8,011円で、収入未済額が20万7,258円となっております。これは、医療機関の診療報酬返還金に係る加算金の未納分で、翌年度への滞納繰越となります。

第2項第1目 預金利子については、予算現額2,538万1千円に対して、収入済額は2,871万1,846円で、333万846円の増額となっております。これは、預金利子の実績に伴うものでございます。

第3項第1目 第三者納付金については、予算現額3億2,843万6千円に対して、収入済額3億756万7,908円で、2,086万8,092円の減額となっております。これは、実績に伴うものでございます。

なお、収入未済額が931万7,365円ございますが、これは、広域連合が交通事故等の加害者に直接請求している第三者損害賠償金7名分の未納金で、翌年度への滞納繰越となります。

第2目 返納金については、予算現額4,739万3千円に対して、収

入済額1,951万7,301円で、2,787万5,699円の減額となっております。これは、医療機関からの診療報酬返還金や被保険者の不当利得に伴う療養給付費返還金などの実績に伴うものでございます。

なお、収入未済額が3,241万6,135円ございますが、これは、診療報酬返還金のうち3つの医療機関分2,895万8,560円が、当該医療機関の破産手続きなどにより未納となっているほか、療養給付費返還金などが30名分345万7,575円未納となっており、これらについては、翌年度への滞納繰越となります。

第9款第1項第1目 繰越金については、予算現額107億6,404万2千円に対して、収入済額はほぼ同額の107億6,404万2,964円でございます。

一番下の歳入合計は、予算現額2,725億566万2千円に対して、収入済額は2,776億3,572万4,929円で、51億3,006万2,929円の増額となっております。

46ページをお開き願います。

次に、歳出でございます。

第1款 総務費 第1項第1目 一般管理費については、予算現額4億5,838万4千円に対して、支出済額は4億465万7,122円で、5,372万6,878円の不用額が出ております。

支出の主なものは、第13節の後期高齢者医療電算処理システム保守運用業務委託料、第14節の電算処理システム機器等の賃借料、第19節の派遣職員人件費等負担金及び長寿健康増進事業実施市町村への特別対策補助金等で、不用額の主なものは、第12節 役務費の郵送料や第13節のガイドブック等作成業務委託料、第19節の特別対策補助金等の実績に伴う執行残でございます。

48ページをお開き願います。

第2項第1目 レセプト点検事業費については、予算現額1億1,837万7千円に対して、支出済額は1億1,414万3,230円で、423万3,770円の不用額が出ております。

支出の主なものは、第13節のレセプトの二次点検や診療報酬明細書等

データ作成の業務委託料などで、不用額の主なものは、これら委託料の執行残でございます。

第2目 訪問指導事業費については、予算現額1,452万5千円に対して、支出済額は976万1,177円で、476万3,823円の不用額が出ております。

支出の主なものは、第13節の重複・頻回受診者訪問指導事業実施市町村への業務委託料で、29市町において797人に対し、延べ1,180回の訪問指導を行っております。不用額の主なものは、同業務委託料の執行残でございます。

第5目 医療費通知事業費については、予算現額3,743万6千円に対して、支出済額は3,712万4,423円で、31万1,577円の不用額が出ております。

医療費通知書を年3回、合計79万373件発送しており、不用額の主なものは、郵送料の執行残でございます。

第6目 第三者行為求償事業費については、予算現額1,443万2千円に対して、支出済額は1,311万1,742円で、132万258円の不用額が出ております。

支出の主なものは、交通事故などの第三者行為に関する求償事務に係る国保連合会への業務委託料で、不用額の主なものは、同業務委託料の執行残でございます。

50ページをお開き願います。

第2款 保険給付費 第1項第1目 療養給付費については、予算現額2,470億6,739万4千円に対して、支出済額は2,455億9,224万3,093円で、14億7,515万907円の不用額が出ております。不用額は、実績が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

なお、療養給付費戻入未済が3万6,576円ございますが、これは被保険者4名分の不当利得に伴う療養給付費返納金に係るものであり、翌年度への滞納繰越となります。

第2目 療養費については、予算現額22億6,131万1千円に対し

て、支出済額は21億9,872万4,373円で、6,258万6,627円の不用額が出ております。不用額は、実績が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

第3目 審査支払手数料については、予算現額4億9,800万6千円に対して、支出済額は4億9,010万9,645円で、789万6,355円の不用額が出ております。これは、支払審査機関である国保連合会への各種レセプトの審査及び診療報酬支払業務に係る手数料でございます。

第2項第1目 高額療養費については、予算現額114億8,240万2千円に対して、支出済額は113億5,467万5,832円で、1億2,772万6,168円の不用額が出ております。不用額は、実績が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

なお、高額療養費戻入未済が9,600円ございますが、これは被保険者1名分の不当利得に伴う高額療養費返納金に係るものであり、翌年度への滞納繰越となります。

第2目 高額介護合算療養費については、予算現額2億4,970万円に対して、支出済額は2億4,856万1,532円で、113万8,468円の不用額が出ております。不用額は、実績が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

第3項第1目 葬祭費については、予算現額3億2,300万円に対して、支出済額は3億996万円で、1,304万円の不用額が出ております。不用額は、実績が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

第3款第1項第1目 県財政安定化基金拠出金については、予算現額1億1,231万6千円に対して、支出済額はほぼ同額の1億1,231万5,564円でございます。

第4款第1項第1目 特別高額医療費共同事業拠出金については、予算現額4,368万2千円に対して、支出済額は4,109万4,030円で、258万7,970円の不用額が出ております。不用額は、著しく高額な医療費が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

52ページをお開き願います。

第5款 保健事業費 第1項第1目 健康診査費については、予算現額

2億5,022万1千円に対して、支出済額は2億3,326万3,862円で、1,695万7,138円の不用額が出ております。

支出の主なものは、長寿健診を実施する市町村への補助金で、27年度の受診者数は4万5,032人、受診率は34.52%となっており、26年度より受診者数は5,441人の増、受診率は5.55ポイント上昇しております。不用額の主なものは、同補助金の執行残でございます。

第2目 その他健康保持増進事業費については、予算現額1,118万6千円に対して、支出済額は1,017万7,088円で、100万8,912円の不用額が出ております。

支出の主なものは、歯科医療機関への口腔検診業務委託料で、27年度の受診者数は1,892人、受診率は11.13%となっており、26年度より受診者数は若干の減、受診率は0.21ポイント減少しております。

54ページをお開き願います。

第8款 諸支出金 第1項第2目 保険料還付金については、予算現額3,539万5千円に対して、支出済額はほぼ同額の3,539万4,250円でございます。

第4目 償還金については、予算現額53億767万6千円に対して、支出済額は53億463万4,944円でございます。

これは、平成26年度の療養給付費等の実績に基づく精算により、国、県、市町村負担金等の超過交付額の返還を行ったもので、その内容は、55ページの備考欄に記載のとおりでございます。

第9款第1項第1目 予備費については、予算現額42億1,210万7千円に対して、支出はありませんでしたが、総額215万8千円を他へ充用しております。充用先と充用額は、55ページの備考欄に記載のとおりでございます。

一番下の歳出合計は、予算現額2,725億566万2千円に対して、支出済額は2,665億1,666万5,127円で、59億8,899万6,873円の不用額となっております。

続いて、59ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

下から2行目の実質収支額111億1,905万9,802円については、純繰越額として翌年度へ繰り越しており、平成28年度特別会計当初予算において予め計上しておいた額を除いた残余を、今議会提出の平成28年度特別会計補正予算案に計上しております。なお、平成27年度特別会計歳入歳出決算についての監査委員の審査結果については、先ほど一般会計決算の説明の際に申し上げたとおりでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（上門 秀彦君） これより、質疑に入ります。

それでは、通告による発言を許可いたします。

なお、質疑の回数は、会議規則第48条の規定により、同一議員につき同一議題について3回を超えることができず、また、発言の時間は、申し合わせにより、答弁を含め一人30分以内となっておりますので、念のため申し上げます。

4番 前之園正和議員。

〔前之園正和議員 起立〕

○4番（前之園 正和君） 2点ほど伺います。

まず事項別明細書の40から41ページにかけてになりますが、保険料負担金が予算現額に対して3,030万4,088円の増になっています。見込んだよりも多くの保険料を徴収する結果になったということになります。その主な理由は何なのか伺います。被保険者の所得が増えたのか、被保険者数の増なのか、別な理由があるのかどうか、そのあたりを伺います。

次に、事項別明細書の48から49ページになりますが、医療費通知事業費についてです。その目的は何なのか、また、その効果は出ているのかどうか、以上伺います。

〔前之園正和議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（上門 秀彦君） 前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） それでは、まず1点目でございます。

平成27年度特別会計の決算におきまして、歳入の保険料負担金について、予算現額に対し収入済額が3,030万4,088円の増額となっている、その主な理由についてというお尋ねでございました。

歳入の保険料負担金については、平成26・27年度の保険料率改定時において見込んだ、平成27年度の保険料収納額128億5,400余万円を当初予算で計上したところでございますが、年度途中において、10月までの収納実績及び被保険者数の推移を基に、平成27年度決算見込を算出し、4億2,200余万円を補正で減額して、最終の予算現額は124億3,264万3千円としたところでございます。

しかしながら、最終の決算額は124億6,294万7,088円となり、予算現額を3,030万4,088円上回ったところでございます。

これは、予算現額において、保険料の予定収納率を99.0%で見込んでおりましたが、最終的に99.34%と上昇したことによるものでございまして、これは市町村の方々の収納努力に負うところは極めて大きいものと考えているところでございます。以上でございます。

それから、2点目でございますが、医療費通知事業費についてのお尋ねがございました。事業の目的と効果についてでございます。

まず目的のほうでございますが、昭和58年2月に老人保健法が施行されたことに伴いまして、老人保健法の実施主体である市町村が、同法による医療を受けた者に対し、医療費の通知を行う事業が昭和58年度からスタートいたしましたところでございます。

国が定めました当該事業の実施要綱において、事業の目的は、医療費の通知を行うことにより、健康及び医療に対する認識を深めさせるとともに、保健事業の健全な運営に資することとされておりまして、通知の方法は、先行して実施されておりました国民健康保険における医療費通知と同様の方法により実施するものとされたところでございます。

その後、平成20年度から老人保健制度に代わり、後期高齢者医療制度が施行されましたが、この医療費通知につきましては、同制度の下でもその趣旨が引き継がれ、実施されているところでございまして、平成21年

度には、厚生労働省から全受給者を対象に年3回以上通知することなど、医療費通知の充実強化を図る通知も発出されたところでございます。

次に、医療費通知の効果といたしましては、被保険者に通知が届くことによりまして、どれくらい医療費がかかっているのか、いつ、どのような医療機関等を受診しているのかなどを把握していただくことにより、被保険者ご自身の健康管理や医療に関する認識、さらには制度への理解を深めてもらうことにつながるものと考えております。

また、医療費通知に、受診した覚えのない医療機関等が記載されていた場合、その情報をお知らせいただくことで、不正請求の早期発見にもつながるものと考えているところでございます。以上でございます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（上門 秀彦君） 前之園議員、ただいまの答弁でよろしいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（上門 秀彦君） 前之園議員。

〔前之園正和議員 起立〕

○4番（前之園 正和君） 2回目の答弁をお願いします。

保険料負担金の増の理由については、26年度、27年度の実績を基本にしなが、強いて言えば収納率が見込んだよりも多くなったというようなことだったのではないかというふうに思いますが、そこでですが、後期高齢者は、仕事という面では基本的に現役を離れた人達で構成されており、保険料も大きな負担となっております。2年に一度の保険料値上げの下で、ますます大変です。

いろいろ事情はあったにしろ、予算現額に対して多額の増収になっているということは、敢えて言うなら、収納率もそうではありますが、見積段階で安全策を取りすぎたのではないか。あるいは保険料をもう少し低くしてもよかったのではないかということをお話しているのではないかという見方もできます。そのことについては、どのようにお考えなのかを伺います。

それから医療費通知については、コスト意識を持ってもらうということは、よく言われることではありますが、大雑把に言えば、そういうことだったのではないかと思うんですが、病気などは、早期発見、早期治療によつ

て、結果的に医療費も少なく済むものであり、病院等に行くのが遅ければ、治療費も多くかかる結果になります。実際に被保険者が病院に行くかどうかは、医療費通知があろうとなかろうと、病院に行くお金がなければ行けません。

それでも通知が必要だというのであれば、現在の3回、これは国が3回以上を求めているということではありましたが、コスト意識、いくらかかっているんだよということをつかっていたということから言えば、現在の3回を2回にしても、その目的は達せられるのではないかと、うふうに思うわけですね。そこで例えば3回を2回にすれば、経費的に言えば、ざっと3分の1は不用になるということになるのではないかと思います。そのあたりについては、どのように考えるのか。国が3回以上を求めているということでありましたが、そうするかどうかはともかく、鹿児島県の広域連合として、そういう方針を持つということであれば、2回ということも可能なかどうかということも含めてお答え願いたいと思います。

〔前之園正和議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（上門 秀彦君） 前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 2点ほどお尋ねがございました。

まず、その保険料の件でございますけれども、私ども平成26・27年度の保険料率改定の作業に当たりましては、これまでの一人当たりの医療費の伸びでございますとか、それから被保険者数の推移、それを過去3年程度の状況を見まして、26・27年度が果たしてどういった数字になるかということをつい検討いたしまして、保険料率というものを改定し決定したところでございます。

その際に、保険料収納率等につきましても、だいたい過去のこれまでの実績をベースに、どのくらい見込めばいいかということも十分に検討したところでございます。

そういった中で、26それから27年度、収納が予定される保険料とい

うことで、当初予算に計上いたしましたけれども、これも、それをそのまま1年間通すということではなくて、年度途中におきましては、その年度において、それが4月以降、だいたい補正の編成作業をいたしますのが10月以降でございますので、その時点での保険料の収納の推移でございますとか、被保険者数の推移等を十分に勘案し検討した上で決算の見込みを出す。それに基づいて、2月の補正で減額をしたところでございます。

その際、これまでの実績と同様に、収納の予定率が99%ということで一応見込んだところでございますけれども、これはまた市町村の各担当の方々が十分に努力をしていただきまして、その収納率の向上に努めていただいた結果であるということでございます。

この予算現額を上回った、その増額した収入済額の分につきましては、また次回の保険料率改定時の保険料の引き上げの抑制に使うといったようなことにもなりますので、これはこれでまた、私どもの予算の計上の仕方は、そう乖離幅が大きかった、的を外れていたということにはならないかというふうに思っているところでございます。

それから医療費通知事業費につきましては、先ほども答弁の中でも申し上げましたように、平成21年に厚生労働省のほうから発出されました通知によりまして、年3回以上ということが示されております。それに基づきまして、私ども年3回の通知を現在に至るまで続けているところでございます。

これにつきましては、全国の状況等をまたいろいろ調べてみなければいけないかと思っておりますけれども、お伺いするところによると、年4回やっている所もございます。それから2回やっている所もあるというふうには伺っております。これは、その辺につきまして、また市町村のほうの御意見等もお伺いしながら、今後検討することは吝かではないというふうに思っております。

費用につきましては、単純計算でございますけれども、郵送料が、3回が2回に減ると、費用も3分の2程度で済むのかなというふうに考えております。以上でございます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（上門 秀彦君） 前之園議員。

〔前之園正和議員 起立〕

○4番（前之園 正和君） 1点目は、それで承っておきますが、その医療費通知については、4回の所もあれば、2回の所もあるということでしたので、国が3回以上を求めているとはいえ、義務的なものではなくて、あくまで国の方針なりお願いだということであれば、当広域連合としても、方針を持てば2回でも可だということでもあります。

今おっしゃいましたように、他の所の調査も含めて、それでよければ、コスト意識を持ってもらうという点で言えば、極端に言えば1回でも2回でも全体が把握できるわけですので、その目的は達成するということになりますので、他の調査も含めて今後していただくということを、再度確認をさせていただいて、3回目の質疑とさせていただきます。

〔前之園正和議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（上門 秀彦君） 前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 医療費通知につきまして、回数につきましては、ただいま申し上げましたとおり、私ども厚生労働省が奨励しております年3回以上ということに基づきまして、これまで3回実施してきております。

その辺につきましては、私はそれなりに、この3回通知をしている効果につきましては、先ほど申し上げたようなことで、それなりの効果は上がっているのではないかというふうには見ております。

ただ、今後いろいろまたそういう御意見等が、市町村のほうも含めましてございますれば、回数については今後の検討課題かなというふうに見えております。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（上門 秀彦君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかになければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

なお、申し合わせにより、討論の回数は一議題につき1回限り、討論の時間は一人10分以内となっておりますので、念のため申し上げます。

4番 前之園正和議員。

〔前之園正和議員 起立〕

○4番（前之園 正和君） 反対の討論を行います。

保険料は、2年ごとに引き上げられ、高齢者にとっては、払いたくても払えない保険料とさえなっています。保険料は、年金から有無を言わず天引きされています。高齢者の主な収入源は年金であり、保険料負担が年金生活の家計に重くのしかかっています。

高齢者の医療と健康を守ることは、広域連合の責務であります。

また、保険料を払いたくても払えない被保険者に対する制裁措置である短期保険証の発行は、高齢者の医療を受ける権利を抑制していると言わなければなりません。安心して医療を受ける権利を全面的に保障することは、広域連合の重要な責務であり、短期保険証の発行はやめるべきと考えます。

求められることは、高すぎる保険料の引き下げ、一部負担金等の減免を拡充すること、高齢者の健康増進事業を進めること、そのためにも国や県に対して積極的な財政負担を求め、高齢者が安心して医療にかかる制度にすることです。

根本的な問題としては、高齢者を差別的に分断する後期高齢者医療制度は廃止し、少なくとも以前のような老人保健制度に戻すべきと考えます。

以上のようなことから、本議案に反対をいたします。

〔前之園正和議員 着席〕

○議長（上門 秀彦君） ほかに発言がなければ、以上をもって討論を終了いたします。

それでは、これより、表決に入ります。

認定第2号「平成27年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件」について採決いたします。

本案に異論がございませんので、この採決は起立により行います。

本件については、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

「起立多数」であります。

よって、本件は認定されました。

○議長（上門 秀彦君） 次は、日程第8 議案第11号「平成28年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（上門 秀彦君） 前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 議案第11号「平成28年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

議案書の113ページをお開き願います。

今回の補正は、第1条に記載のとおり、歳入歳出それぞれ451万4千円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9千万3千円とするものでございます。

主な点について、事項別明細書で御説明いたしますので、118ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

第2款第1項第1目 繰越金を451万4千円増額いたしております。これは、平成27年度一般会計歳入歳出決算において、平成28年度への繰越金額が確定したことによるものでございます。

次に歳出でございます。

119ページを御覧ください。

第3款第1項第1目 予備費を451万4千円増額いたしております。これは、ただいま説明いたしました繰越金について、現段階では特段の使途がないことから、予備費に計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（上門 秀彦君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第11号「平成28年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（上門 秀彦君） 次は、日程第9 議案第12号「平成28年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（上門 秀彦君） 前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 議案第12号「平成28年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

議案書の121ページをお開き願います。

今回の補正は、第1条に記載のとおり、歳入歳出それぞれ70億3,677万9千円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,776億6,216万2千円とするものでございます。

主な点について、事項別明細書で御説明いたしますので、126ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

第1款 市町村支出金 第1項第3目 療養給付費負担金を5,769万円増額いたしております。これは、平成27年度療養給付費の確定精算

に伴い、負担不足となった市町村の負担金額を計上したものでございます。

第2款 国庫支出金 第1項第2目 高額医療費負担金を3,708万円増額いたしております。これは、平成27年度高額医療費の確定精算に伴い、負担不足となった国の負担金額を計上したものでございます。

第2項第1目 調整交付金を13万5千円増額いたしております。これは、今回、歳出で増額補正している医療懇話会費に係るもので、懇話会開催経費が特別調整交付金の対象経費となることから計上したものでございます。

第3款 県支出金 第1項第2目 高額医療費負担金を3,708万円増額いたしております。これは、平成27年度高額医療費の確定精算に伴い、負担不足となった県の負担金額を計上したものでございます。

第7款第1項第1目 繰越金を69億479万4千円増額いたしております。これは、平成27年度特別会計歳入歳出決算において、平成28年度への繰越金額が確定したことによるものでございます。

次に歳出でございます。

127ページを御覧ください。

第1款 総務費 第2項第3目 医療懇話会費を13万5千円増額いたしております。これは、当初予算において、医療懇話会を1回開催予定で予算計上しており、去る10月11日に開催したところでございますが、現在、策定作業を進めております平成29年度からの第三次広域計画について、来年の2月議会への上程前に、もう1回医療懇話会を開催し、委員の御意見を伺う必要が生じたことから、その開催経費を増額補正するものでございます。

第7款 諸支出金 第1項第4目 償還金を50億7,464万9千円計上いたしております。これは、平成27年度療養給付費の確定精算に伴い、国、県、市町村の療養給付費負担金について、それぞれ右端の説明欄に記載の金額を返還するものでございます。

第8款第1項第1目 予備費を19億6,199万5千円増額いたしております。これは、歳入において説明いたしました繰越金について、国等への返納等の精算額が確定したものを控除した残りの分でございます。

特別調整交付金など平成27年度の精算額が未確定のため、償還金に計上していないものを含め、現段階では特定の用途がないことから、予備費に計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（上門 秀彦君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第12号「平成28年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（上門 秀彦君） 次は、日程第10 議案第13号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合例規類集の用語、用字等の整備に関する条例制定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（上門 秀彦君） 前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 議案第13号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合例規類集の用語、用字等の整備に関する条例制定の件」について、御説明申し上げます。

議案書の129ページをお開き願います。

法令や公用文に用いる用語、用字等については、漢字であれば、常用漢字表によるものとされているなど、国においていくつかの目安、基準が、告示や訓令等によって定められているところでございます。

昨年度、当広域連合の条例等の例規類集について、これら国の示す目安、基準に沿った用語、用字等の用い方をしているか点検を行いましたところ、統一的な用い方がされていない条例が複数ございました。

このようなことから、用語、用字等を整備する必要のある条例について、所要の改正を一括して行うことができるよう、例規類集の用語、用字等の整備に関する条例を制定しようとするものでございます。

その内容でございますが、第1条で、広域連合の既存の条例の内容、効力等に影響を及ぼさない限度において、用語等の表記、形式等を整備するため必要な事項を定めるものとするという条例の趣旨を規定しております。

第2条では、用語等について、所要の改正を行う際の基準となる国の告示や訓令等として、第1号の常用漢字表から130ページの第8号までを掲げております。

第3条及び第4条では、条例中で引用した法令及び条例について、公布年、公布番号が欠けているものについては、括弧書きで付すること、題名の改正を要するものは、この条例により改正するものとするを規定しております。

第5条第1項では、第2条から第4条までに定めるもののほか、表記で整備を必要とするものについては、第1号から第4号までに掲げる措置を行うこと、第2項では、それらの措置のほか、用語等の整備に伴い改める必要のあるものは、当該整備に適合するものに改めることを規定しております。

なお、施行期日につきましては、平成29年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（上門 秀彦君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第13号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合例規類集の

用語、用字等の整備に関する条例制定の件」について採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（上門 秀彦君） 次は、日程第11「一般質問」を行います。

それでは、通告による一般質問の発言を許可いたします。

4番 前之園正和議員。

〔前之園正和議員 起立〕

○4番（前之園 正和君） 通告してありますように、保険料の特例軽減の廃止問題について伺います。

安倍政権は、2017年4月から後期高齢者医療制度について、低所得者の保険料を最大9割軽減している特例措置を段階的に廃止しようとしています。75歳以上の6割近い916万人が対象で、保険料は2倍から10倍に跳ね上がります。低所得者を狙い撃ちにした大負担増です。

そもそも後期高齢者医療制度は、同制度の導入を担当した当時の厚生省課長補佐が、医療費が際限なく上がっていく痛みを高齢者に直接感じてもらうと放言したように、高齢者を困り込んで負担増と差別医療を押しつける制度です。まるで姥捨山だと怒りの世論が広がる中、2008年4月の導入時に設けざるを得なかったのが、保険料の特例軽減であり、最大7割の軽減措置を、さらに最大9割まで軽減しています。

特例軽減が廃止されれば、夫婦二世帯の夫で、年金が月6.6万円以上14万円以下の方は、保険料の軽減がこれまでの8.5割から7割に下がりますから、自己負担分は1.5割から3割、つまり保険料は2倍になります。同じく月6.6万円以下の方は9割から7割軽減、自己負担分は1割から3割ですので、保険料は3倍に増えます。

後期高齢者になるまで、健康保険や共済の扶養家族だった場合、軽減が9割から5割になり、ここは5倍か、3年目からの全額負担になって、保険料が10倍に跳ね上がる人まで出てきます。

すでに保険料は4回も値上げされ、2016年度の平均保険料は5,659円とのことであります。

低年金に加え、消費税増税やアベノミクス下の物価上昇も生活を圧迫しています。保険料を払えない高齢者は、2015年度で約24万人と高止まりしています。滞納を理由に短期保険証になっている人が、2015年度で約2万5千人とも言われ、増加傾向です。継続的に医療にかかれない事態も広がっています。

そこで伺いますが、まず、特例軽減が廃止されると、どのような影響が出るのか、軽減割合ごとの対象者数、被保険者数に対する割合や影響額等を、市町村ごとの明細を含めて示していただきたいと思っております。

なお、県全体としての影響については、すぐにでもお答えいただけると思っておりますが、市町村ごととなると細目になりますので、一定の時間が必要なのかも知れません。その部分については、後日でも資料として整理して提示していただけたらと思っております。メールでいただければ、なお結構かと思っております。

次に、特例軽減の廃止について、住民の暮らしを守る立場から、これを行わないよう国に対して意見を述べたりしている県、広域連合もありますが、当広域連合としても、特例軽減の廃止をやめて必要な予算確保をするよう、国に対して要請する考えはないかどうか、以上伺います。

〔前之園正和議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（上門 秀彦君） 前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） ただいま、保険料の軽減特例の廃止についての御質問をいただきました。

まず1点目、保険料軽減特例の軽減割合ごとの対象者数、あるいは被保険者に対する割合ということ、それからその影響額ということでございます。

本県におきましては、平成28年度確定賦課時において、被保険者数は26万6,705人であり、そのうち軽減特例が廃止された場合に影響を受ける対象者は、均等割の9割軽減該当者が7万1,451人で、被保険

者に占める割合は26.79%、同じく8.5割軽減該当者が7万886人で26.58%、被扶養者軽減該当者が2万770人で7.79%、所得割軽減該当者が2万6,220人で9.83%となっております。

なお、このうち二つの軽減特例に該当する被保険者が4,913人おまして、この重複分を差し引いた対象者の実人員は18万4,414人で、被保険者に占める割合は69.15%となっております。

軽減特例が廃止された場合の影響額でございますが、軽減割合ごとの対象者の年間保険料の変化で申し上げますと、均等割の9割軽減該当者及び8.5割軽減該当者は、共に本則の7割軽減となりますことから、9割軽減該当者の現行の保険料5,100円、8.5割軽減該当者の保険料7,700円が、共に15,400円と、それぞれ10,300円及び7,700円の増となります。

また、被扶養者軽減該当者においては、後期高齢者医療制度加入後2年間は、世帯主と当該被保険者の総所得金額等に応じて、保険料5,100円が15,400円または25,700円と負担増になり、2年経過後は、同じく世帯の総所得金額等に応じて15,400円から最も保険料が高くなる均等割軽減非該当の場合で51,500円と大きな負担増となります。

さらに、所得割軽減該当者においては、現行の5割軽減がなくなりますことから、保険料の所得割額が約2倍に増えることになるというふうに見ております。以上でございます。

それから保険料軽減特例廃止に対する国への要請についてでございます。

本県におきましては、所得の低い高齢者が多く、被保険者の約7割が保険料軽減特例の対象者となっておりますことから、これが廃止されますと、多くの被保険者にとって負担増となり、その影響は非常に大きいと考えております。

また、他の広域連合においても廃止の影響を本県同様に懸念している状況でございます。このため全国の広域連合で組織する「全国後期高齢者医療広域連合協議会」として、昨年6月、11月及び本年6月に引き続き、去る11月17日にも国に対し、「低所得者に対する保険料軽減特例措置については、その生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度

を維持すること、やむを得ず見直す場合は、平成27年1月に決定した医療保険制度改革骨子で示された、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給等の完全実施を前提に、その時期、内容について再度検討し、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないう、きめ細かな激変緩和措置と、国による丁寧な説明と周知を講ずること」を要望したところでございます。

今後とも機会あるごとに国への要望を行いますとともに、見直しに当たって講ずることとされております、急激な負担増となる者に対する、きめ細かな激変緩和措置の検討状況等を注意深く見守ってまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（上門 秀彦君） 前之園議員。

〔前之園正和議員 起立〕

○4番（前之園 正和君） 今、丁寧な説明をいただいたわけですが、県全体としての影響額等については答弁をいただいたんですが、なかなかメモするに至りませんでしたので、1回目で申し上げましたように、各自治体に対する細目を後ほどでも文書でいただきたいということの確認と、それから、今お答えいただいた全体のことも含めて、その際には、改めて書類あるいはメールでいただけるかどうかということの確認をまずさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔前之園正和議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（上門 秀彦君） 前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 今、御要望のございました、廃止に伴う影響等につきまして、市町村ごとの内容につきましては、ちょっと私ども、それを整理するのに時間を要しておりますので、それが出来次第、また御提供申し上げたいというふうに考えております。

〔前田慎一事務局長 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（上門 秀彦君） 前之園議員。

〔前之園正和議員 起立〕

○4番（前之園 正和君） いつまでということではないので、出来次第いただければと思います。その際に、今答弁いただいた全体的なことも含めて、いただければよろしいかなというふうに思います。

それから、後期高齢者医療制度は、本来の低所得者保険料軽減に加え、9割、8.5割などの特例軽減が予算措置で行われてきました。

2016年度予算ベースで国費945億円が、このために組まれたというふうに承知しているわけですが、全体では対象者が865万人、被保険者数の55%に及ぶという数字があります。それだけ低所得者、低年金の加入者が多いということでもあります。

こうした措置なしには制度は組めなかったということもあり、これまでこういう制度ができたという経緯があろうかと思えます。

特例軽減の廃止は、制度そのものの破壊に繋がりがねないのではないかと。必要あって軽減特例をやってきたということを考えれば、それが無くなれば、本制度そのものを破壊することに繋がりがねないかという懸念が生じますが、そのことについてはどうなのか伺います。

それから特例軽減の廃止をしないよう国に求めるという件では、全国の広域連合として、そういう立場だということでありましたが、是非、そのことは強めていただきたいし、また、当広域連合としても、全国の連合を通じて、特例軽減の廃止をしないよう求めているということ、県内の市町村に当広域連合の立場ということで、何らかの形でやっぱり知らせる必要があるのではないかと。そこまで努力されているということは、なかなか各市町村においては承知できない部分もありますので、何らかの形で、こういう立場だということをお明らかにすべきではないかというふうに思いますが、そのことについてどう考えるか。また、国にそういうことを求め、国がどうするか分からないわけですが、もし廃止された場合には、県民の暮らしを守るという観点から、県広域連合として独自にでも対応策を考えるということも必要なのではないかと思うんですが、その点

についてはいかがでしょうか。

〔前之園正和議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（上門 秀彦君） 前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） まず、この軽減特例措置でございますけれども、この制度が平成20年4月からスタートいたしまして、そこから国のほうの予算措置という形で、政令本則に基づく軽減措置以外の軽減の上積みの方ということで、これまで来ているという経過がございます。

当初、老人保健制度からこの制度に代わりました時の混乱等もございました。その混乱等を緩和するといった意味で、これはその当時でのまた一つの激変緩和措置として、この特例措置が設けられたといった経緯があったのではないかとこのように考えているところでございます。

しかし、この間、いろんな議論がございまして、例えば国保の加入者の方々との負担の差でございますとか、それから世代間、世代内でのまた負担の差、格差、そういったものがこれまでいろいろと議論されてきたところでございます。

そういった意味で、この制度が発足いたしまして、もう8年が経過したわけでございますけれども、この間、この軽減特例措置の意義というものは、それなりにあったと。それが必要であったということで、これまで来ているかと思っておりますけれども、8年が経過いたしまして、ある程度制度も定着してきたと。そういった中で、こういう世代間、世代内でのまた負担の不公平感、そういったもの等もまた一方では出てきておりますので、この際、この見直しについて議論しようということで、議論が国のレベルで行われまして、そして平成27年1月の医療保険制度改革骨子の中で、29年度から原則として廃止すると。段階的に縮小の方向でといったような方針が出されたところでございます。

その中身につきましては、急激な負担増となる方に対する激変緩和措置でございますとか、それから介護保険料の軽減、それから年金生活者支援給付金の支給、そういったものと併せてやるといったようなことも一応書

かれておりますので、その辺の議論がどうなっていくのか。私ども広域連合といたしましては、先ほども答弁の中で申し上げましたように、原則としては、やっぱり現行制度を維持していただきたいという要望をしております。

しかし、やむを得ず見直す場合については、またそれなりの手厚い配慮をするということと、それから、やはり平成20年度、この制度が発足した当時の混乱が再び起きないように、被保険者の方々に対する十分な周知と理解を求めると。そういったことを国の責任においてやっていただきたいといったようなことも要望しているところでございます。

そういう意味で、今まさにこの制度、軽減特例廃止が医療保険制度改革の俎上に乗っております、今後どうしていくかということが非常に関心を集めているところでございますので、私どももそういった意味では、注意深く国における検討の状況を見守っていきたいと。そして必要に応じて私どもも広域連合としての声を上げていきたいというふうに思っているところでございます。

それから全国の広域連合として、こういう国への要請活動を行っているということにつきましては、私どももまた運営委員会でございますとか、幹事会、あるいは部会という場を活用いたしまして、そういった状況等についても逐次御報告をしていくといったような状況でございます。以上でございます。

○議長（上門 秀彦君） しばらくお待ち願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（上門 秀彦君） 前田事務局長。

○事務局長（前田 慎一君） 申し訳ございません。それから、広域連合としての独自の支援策、軽減策と言いますか、そのことについてのお尋ねがございました。

これにつきましては、以前もまた議会のほうでそういう御議論がございまして、私どももいろいろと申し上げたところでございますけれども、なかなか広域連合独自の軽減策となりますと、その財源をどうしてもやはり県なり市町村に新たに求めていかなければならないといったような状況に

なろうかと考えております。

そういたしました時に、昨今の厳しい各市町村、財政状況の中で、新たな負担を求めるということについては、非常に困難が伴うのではないかと
いうふうに考えておまして、そこのところについては、現在のところ、
まだ検討もいたしておりませんし、なかなか難しい面があるのではないかと
いうふうに考えているところでございます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（上門 秀彦君） 以上で、通告による質問を終わります。

ほかになければ、これをもって「一般質問」を終了いたします。

○議長（上門 秀彦君） 以上で、今議会に付議された案件はすべて議了いた
しました。

ここで、川添広域連合長職務代理者から発言の申し出がありますので、
これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

川添広域連合長職務代理者。

〔川添健広域連合長職務代理者 起立〕

○広域連合長職務代理者（川添 健君） 定例会の閉会に際し、一言御挨拶を
申し上げます。

本日は、議員の皆様方には、慎重な御審議を賜り、また、提案をいたし
ました議案について、いずれも原案どおり可決を賜り、まことにありがと
うございます。

当広域連合といたしましては、今後とも各関係機関、団体とも連携を図
り、本制度の円滑な運営を進めてまいりたいと考えております。

議員の皆様方をはじめ、関係各位におかれましては、今後とも制度の運
営について、御理解・御協力を賜りますよう、改めてお願いを申し上げま
して、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございます
でした。

〔川添健広域連合長職務代理者 着席〕

○議長（上門 秀彦君） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成28年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第2回

定例会を閉会いたします。

＝閉会：午後3時26分＝

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

副議長 西牟田 徹也

議長 上門 秀彦

署名議員 岩根 賢二

署名議員 楠元 忠洋